

パブリックコメント：提出内容の確認

意見の入力

内容の確認

提出完了


 注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	410290001
案件名	「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に対する意見募集について
所管府省・部局名等	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 03-3581-4161(内線3499)
意見・情報受付開始日	2017年01月27日
意見・情報受付締切日	2017年02月27日

郵便番号	151-0051
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
氏名	全国青年税理士連盟
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

提出意見	<p>●別紙1 特定個人情報保護評価書(受付)(全項目評価書) 国税電子申告・納税特定個人情報ファイル [3]-7. 特定個人情報の保管・消去リスク1-9 22/29ページ 個人情報に関する重大事故が過去3年のみを見ても毎年発生している現状を鑑みれば、抜本的な対策の見直しを行うべきである。 そもそも国税庁は個人番号制度導入前より、個人の所得情報や家族情報、さらに障害の有無等、重大な個人情報を大量に保持している。それに関わらず、個人情報に関する重大事故が過去3年に区切った期間でも毎年発生していることそのものが問題である。 これまでも、当然に再発防止に努めてきたはずであるにも関わらず重大事故が毎年発生している。現状の再発防止策を継続する程度では、リスクへの対策が[十分である]とは言えない。 セキュリティ上の問題はあろうが、管理体制やマニュアルについて外部の専門家による検証を定期的を実施するなど、抜本的な対策の見直しを行わない限り、十分な対策とは言えない。</p> <p>●別紙2 特定個人情報保護評価書(賦課・徴収)(全項目評価書) (1)共通番号管理特定個人情報ファイル 他 (14)租税に関する法律に基づく調査(犯則事件の調査を除く。)により取得した特定個人情報ファイル (15)租税に関する法律に基づく犯則事件の調査により取得した特定個人情報ファイル 各 [3]-7. 特定個人情報の保管・消去リスク1-9 217/254ページ、225/254ページ、233/254ページ 同上</p> <p>●別紙2 特定個人情報保護評価書(賦課・徴収)(全項目評価書) (10)資料調査特定個人情報ファイル [2]-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 133/254ページ 特定個人情報ファイルに該当する法定調書に係るデータエントリー業務を委託する場合には、委託先を監督する責任が生じるが、その監督についての記載がない。 具体的には、国税庁と同等の安全管理措置を委託先にも講じられるか、その確認をどのように行うか記載すべきである。</p>
------	---

個人番号制度に限らず、個人情報の取り扱いは厳重に行われるべきであり、この特定個人情報保護評価を”形だけ”するのではなく、これを機会に情報管理体制の見直しに真摯に取り組むべきである。

また「個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。」と行政として当然の宣言をしていることは評価できるが、国税庁が保護すべきはプライバシー権に限らない納税者としての権利利益である。早急に、納税者の権利利益の保護そのものに取り組んでいることも宣言すべきである。

■ 画像や音声による認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像や音声による認証を行います。

提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている数字、または「音声再生」ボタンを押して再生される数字を入力し「提出する」ボタンを押してください。

音声を再生するには Windows Media Player が必要です。

8 9 1 5 0 9 4 9

画像や音声による認証入力欄【半角数字】

音声が再生できない場合は、[Windows Media Player の最新版](#)をダウンロードしてください。



(配布元 Web サイトへ移動します)

提出する

戻る

⊗ このページを閉じる

[このページの先頭へ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

